

長運整第138号の2  
令和4年4月27日

一般貸切事業者 殿

長野運輸支局長



貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少している中、運転者がバスの運転業務から離れている事による運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されます。

については、輸送の安全確保の徹底を図るため、貴社内においても下記の内容について、周知徹底をお願いします。

記

1. 事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。
2. 運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が運転業務を行う前には、運転者に対して実技等による指導及び監督を実施した上で運転業務を再開させること。
3. 事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。